		（令和二年法 「令和二年改 外所得金額の 規定により読 法第六十七条 計算の特例） の四第二十七	規定により読 法第六十七条 同法第六十六	規定により読 法第六十七条 同法第六十六 項中「又は前 項又は令和二 より読み替え 十七条の十八 六十六条の四	規定により読 法第六十七条 同法第六十六	（令和二年法 において「令 十二条の規定 税特別措置法 第六十七条の 法

と、同表第六十六条の四第三十項の項中「

租税特別措置法
租税特 外所得 法

第二十七項の規定により読み替えて適用される国税通則法	租税特別措置法
所得税法等 律第八号） えて適用さ 八第十三項 により読み	所得税法等 律第八号。 正法」とい の計算の特 読み替えて 条の十八第 において準

「別措置法第六十七条の十八第十三項（国
金額の計算の特例）において準用する同」とあるのは

の一部を改正する法律（令和二年法 附則第九十二条の規定により読み替 れる租税特別措置法第六十七条の十 において準用する第二十七項の規定 替えて適用される国税通則法

と、「同法第六十七条の十八第十三項」とあるのは「令和二

の一部を改正する法律（令和二年法 以下この項において「令和二年改 う。）附則第九十二条（国外所得金額 例に関する経過措置）の規定により 適用される租税特別措置法第六十七 十三項（国外所得金額の計算の特例） 用する同法

年改正法附則第九十二条の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十七条の十八第十三項」とする。

（連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第九十三条　施行日から附則第一条第九号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第六十八条の九第八項の規定の適用については、同項第二号イ中「、第六十八条の十五の六の二第二項」とあるのは、「並びに第六十八条の十五の六」とする。

（連結法人が高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第九十四条　新租税特別措置法第六十八条の十の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する高度省エネルギー増進設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十八条の十第一項に規定する高度省エネルギー増進設備等については、なお従前の例による。

（連結法人が国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第九十五条　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八条の十四第三項に規定する開発研究用資産に係る同項の規定の適用については、なお従前の例による。

（連結法人の地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第九十六条　新租税特別措置法第六十八条の十五の二の規定は、連結法人（旧租税特別措置法第二条第二項第十号の六に規定する連結法人をいう。以下附則第百七条までにおいて同じ。）の施行日以後に終了する連結事業年度（特例対象連結事業年度を除く。）分の法人税について適用し、連結法人の施行日前に終了した連結事業年度（特例対象連結事業年度を含む。）分の法人税については、なお従前の例による。

2　前項に規定する特例対象連結事業年度とは、連結法人（その連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人のいずれかが施行日前に地域再生法第十七条の二第三項の認定を受けたものに限る。）の施行日以後に終了する連結事業年度（その連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人のいずれかが施行日以後に同条第三項の認定又は同条第四項の規定による変更の認定を受ける場合におけるこれらの認定を受ける日以後に終了する連結事業年度を除く。）をいう。

3　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律附則第三条第一項に規定する中小事業主であるものに対する施行日から令和三年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第六十八条の十五の二第五項第七号ロの規定の適用については、同号ロ中「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二条第一項」とあるのは、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律附則第十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二条」とする。